

### 〔H3023〕 建築士法

次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築基準法の規定に違反して二級建築士の免許を取り消された者は、その後に一級建築士試験に合格した場合であっても、その取消の日から起算して5年を経過しない間は、一級建築士の免許を受けることができない。
2. 建築士が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消の対象とはならない。
3. 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
4. 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、当該建築士事務所の業務として、建築士でなければならない建築物の設計をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

〔H3023〕 正答 2

1. 正しい。士法 7 条四号により、建築士が建築基準法などの建築物の建築に関する規定に違反して、士法 10 条 1 項の免許の取消処分を受けた場合、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない間は、一級、二級、又は木造建築士の免許を与えられない。
2. 誤り。士法 9 条 1 項二号及び三号。建築士が、士法 7 条二号の禁錮刑以上の刑に処せられるに至った場合、士法 8 条の 2 第二号に該当し、士法 9 条 1 項二号及び三号により、国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士の免許を取り消さなければならない。
3. 正しい。士法 26 条 2 項五号により、建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、士法 10 条 1 項の懲戒処分を受けた場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、1 年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ、又は事務所の登録を取り消すことができる。
4. 正しい。士法 26 条 2 項八号により、建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、違法に建築物の設計又は工事監理をした場合、都道府県知事は、事務所登録の取消し等の処分をすることができる。